

# 山形市自転車等駐車対策協議会

日時：令和5年8月9日（水）  
午前10時00分から

場所：山形市役所11階  
1101会議室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 事務局紹介
- 6 会長、副会長の選出
- 7 報告
  - ①山形市自転車等駐車対策について
  - ②山形南高校前仮設駐車場について
  - ③コミュニティサイクル事業について
- 8 その他
- 9 閉 会

## 山形市自転車等駐車対策協議会委員名簿

No.	(団体名 役職名)	(ふりがな) 氏名	摘要	
1	第1号委員 東北芸術工科大学 (教授・基盤教育研究センター長)	よしだ あきら 吉田 朗	継続	
2	第2号委員 山形商工会議所 (総務企画部次長・総務企画課長)	あおやま ひろゆき 青山 弘之	新	
3	"	東日本旅客鉄道株式会社 山形駅 (業務統括)	たかの なおこ 高野 奈保子	新
4	"	山交バス株式会社 (営業部副部長兼乗合課長)	おがわ やすのり 小川 泰則	新
5	"	山形市中心商店街街づくり協議会 副会長 (山形駅前大通り商店街振興組合理事長)	すずき たかし 鈴木 隆	新
6	"	山形市中心商店街街づくり協議会 副会長 (七日町商店街振興組合理事長)	いわぶち しょうたろう 岩淵 正太郎	継続
7	"	山形県高等学校教育研究会村山地区高等学校生徒指導協議会 (事務局)	ひぐち みちや 樋口 道也	新
8	"	山形県自転車軽自動車商協同組合 (副理事長)	したら かつみ 設楽 勝美	継続
9	"	一般財団法人山形県交通安全協会 山形地区交通安全協会 (専務理事)	ごとう しょういち 後藤 昇一	継続
10	"	山形市防犯協会 (副会長)	あらい かずお 荒井 和夫	継続
11	"	山形市PTA連合会 (副母親委員長)	わたなべ さおり 渡邊 さおり	新
12	第3号委員 東北地方整備局 山形河川国道事務所 山形国道維持出張所 (所長)	さとう よしのぶ 佐藤 義信	継続	
13	"	山形県村山総合支庁 (建設部 道路課 道路管理主幹)	そぶ くにゆき 蘇武 邦行	新
14	"	山形警察署 (地域課長)	ながおか ひろし 長岡 裕志	新

任期(令和5年7月5日～令和7年7月4日)、敬称略

# 報告事項 ①

山形市自転車等駐車対策について

# 山形市自転車等駐車対策

## 1 撤去業務

放置禁止区域  
(山形駅周辺)

その他の区域

## 2 保管・返還業務

## 3 整理業務

## 4 啓発業務

## 5 駐輪場管理

# 1 撤去業務

## 放置禁止区域（即時撤去可）

平成6年9月に自転車等放置防止条例を制定し、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、安全で快適な市民生活の形成を図ることを目指しております。このため、平成7年度から、この条例に基づいて、山形駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、自転車等の撤去を行っております。

また、自転車等放置禁止区域は以下のように、拡大を図っております。

### 自転車等放置禁止区域



拡大前(平成23年10月)の様子

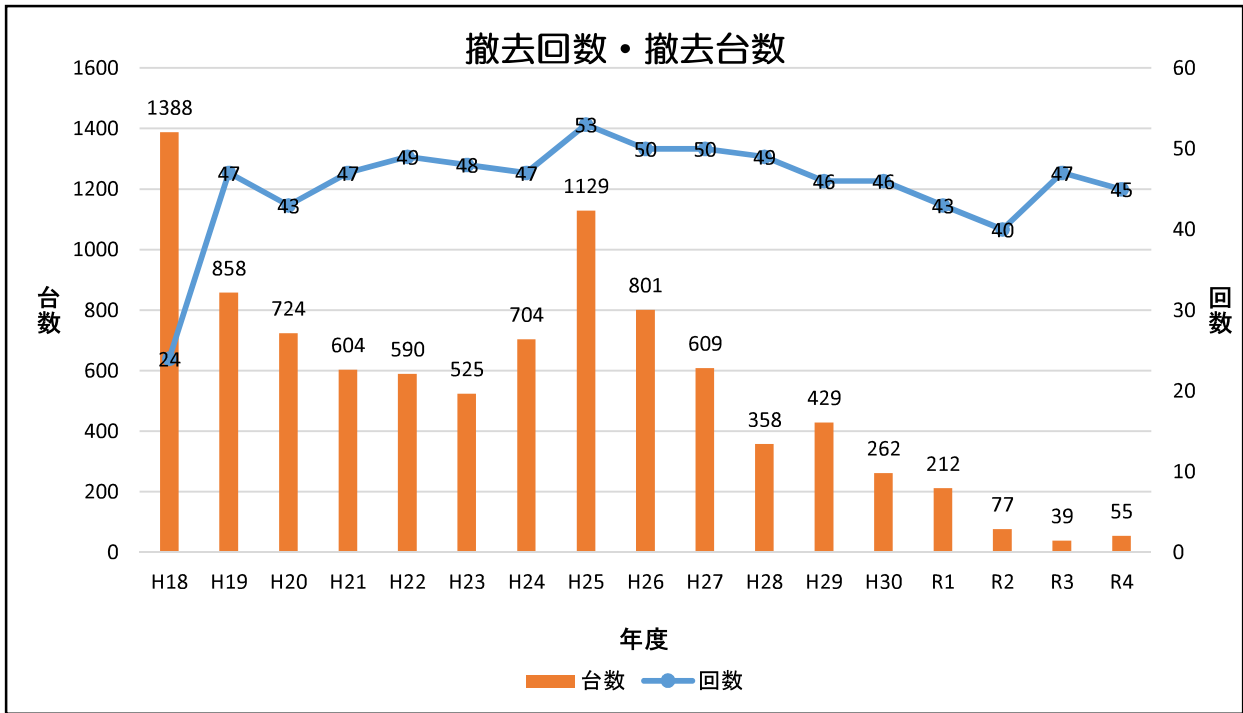


拡大③

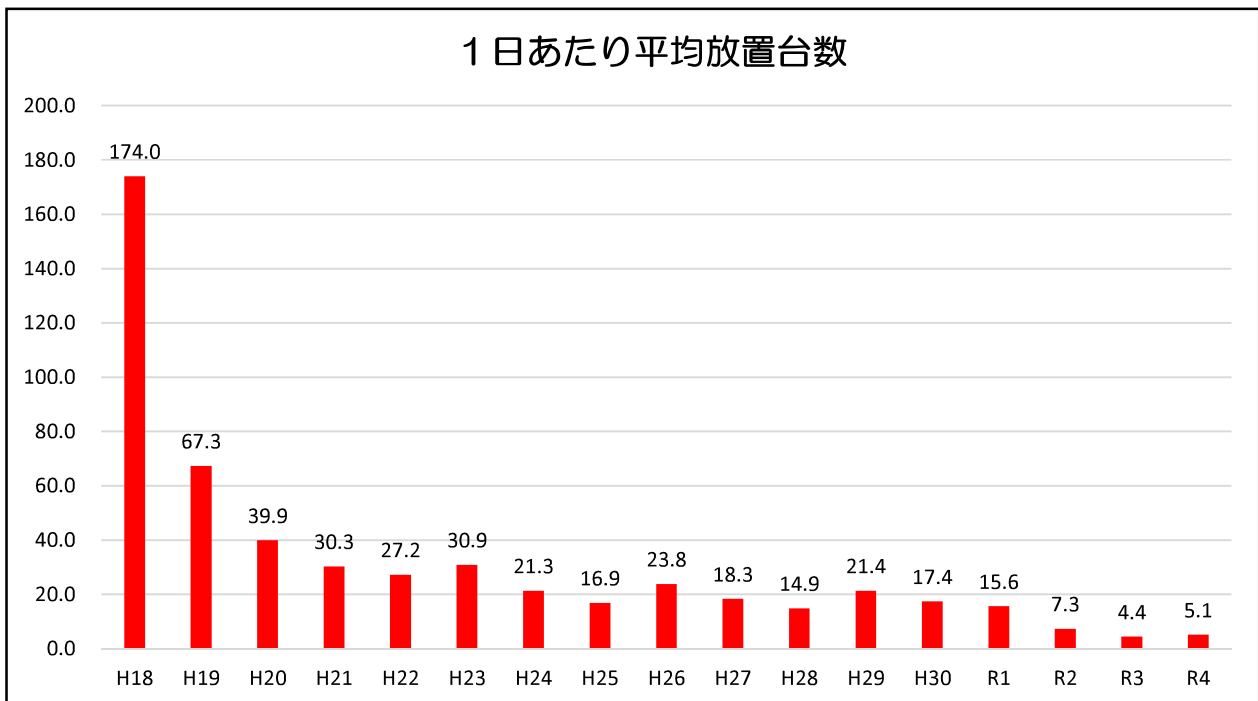
拡大前(平成28年8月)の様子



拡大④



※ 週1回ペースで、撤去作業を行っております。



※ 毎週金曜日の午前・午後の2回、放置禁止区域内の放置台数の調査を行っております。

# 1 撤去業務

## その他の区域

- ①山交ビル南側、山形南高校前
- ②山形駅南駐輪場
- ③北山形駅駐輪場
- ④その他

上記①～④の撤去作業を行う場合、警告札（下記参照）を自転車に取り付け、一定期間放置されていることを確認し、撤去を行っております。

(例) 7月7日・・・警告札貼り付け日  
 ↓  
 ↓ 貼り付け日から7日間以上  
 ↓  
 7月21日・・・撤去日

撤去日に、この警告札が、  
貼られたままの自転車等の撤去を行います。

### 山交・南高前(3他73)

## 警告

公共の場所には自転車・原付を放置しないようにしてください。  
 このまま 令和 5年 7月 21日  
 まで引き続き放置されているときは、  
 山形市自転車等放置防止条例第11条  
 の規定により撤去します。

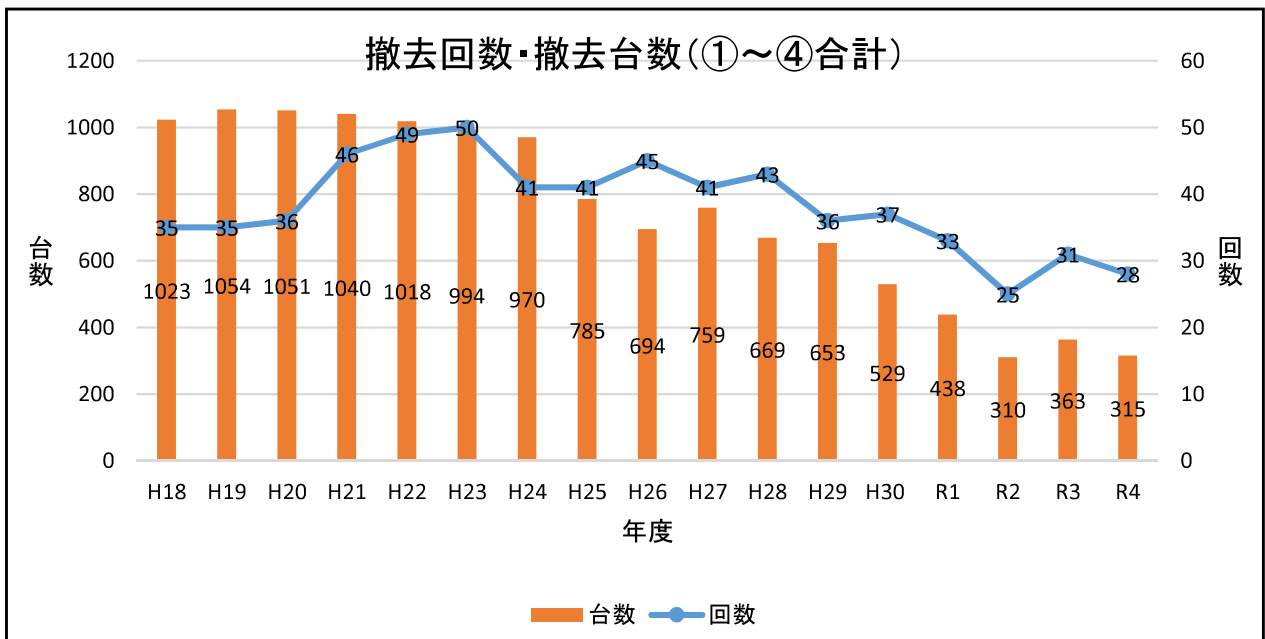
なお、自転車・原付の返還を受けようとする際に撤去・保管に要した費用として、次の金額を納付していただきます。

自転車 1,000円

原付 2,000円

令和 5年 7月 7日

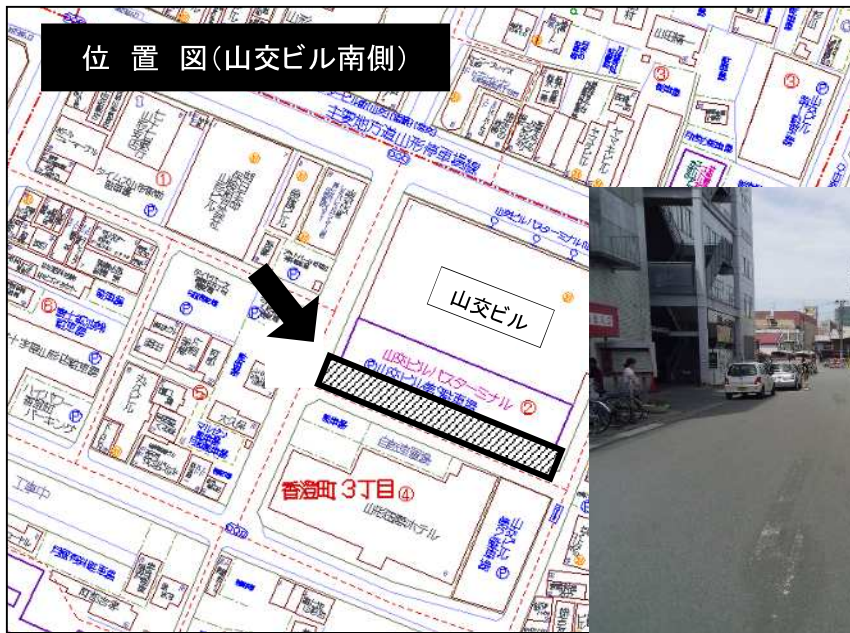
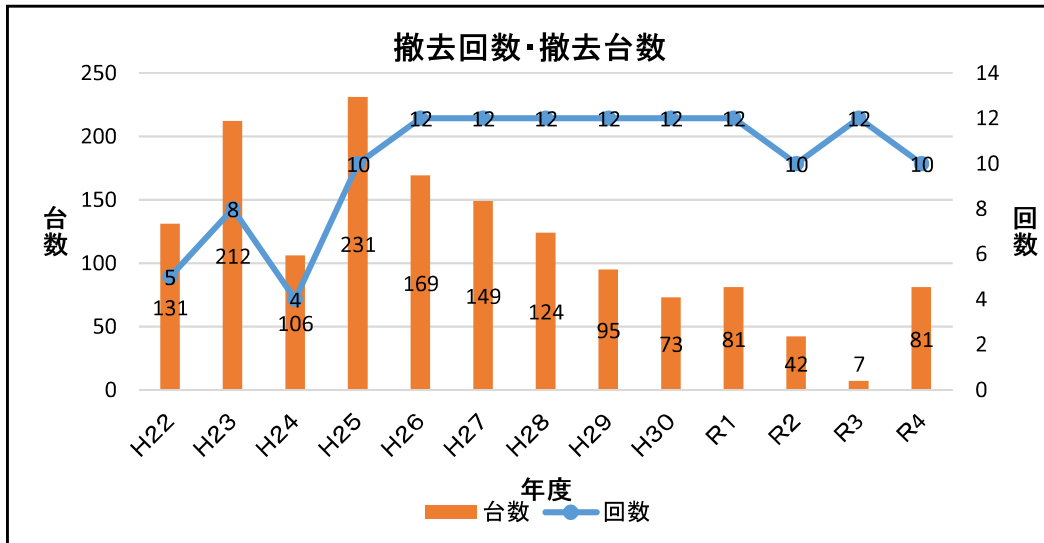
山形市





# 【①山交ビル南側・山形南高前】

近年は、毎月1回の警告・撤去作業を行っております。

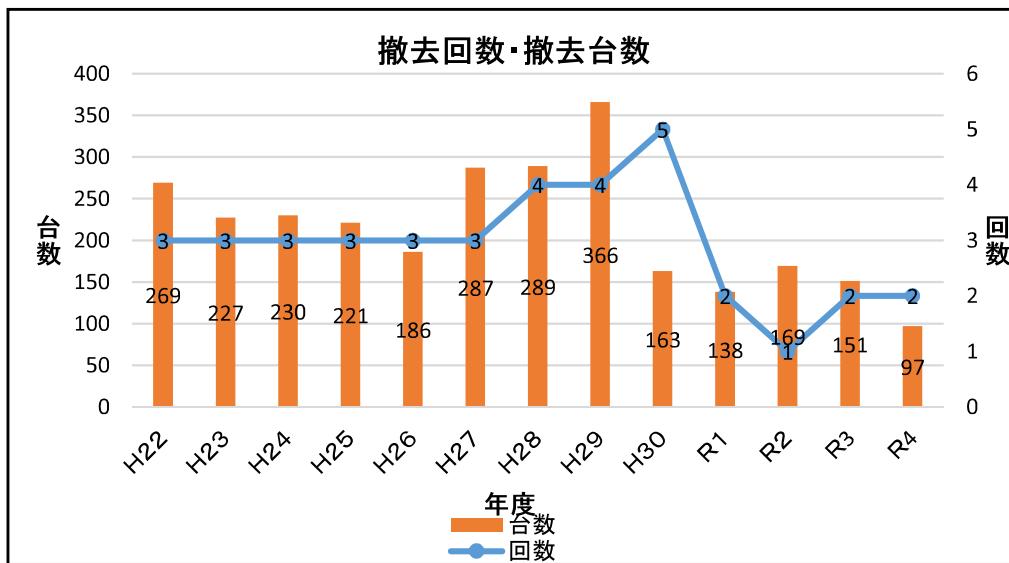




## 【②山形駅南駐輪場】

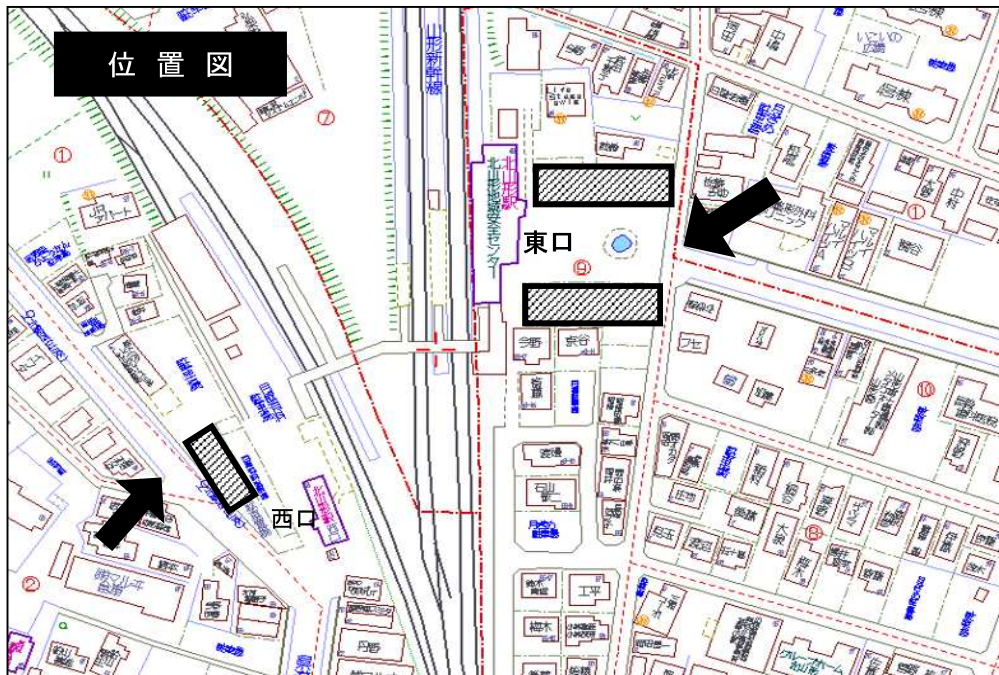
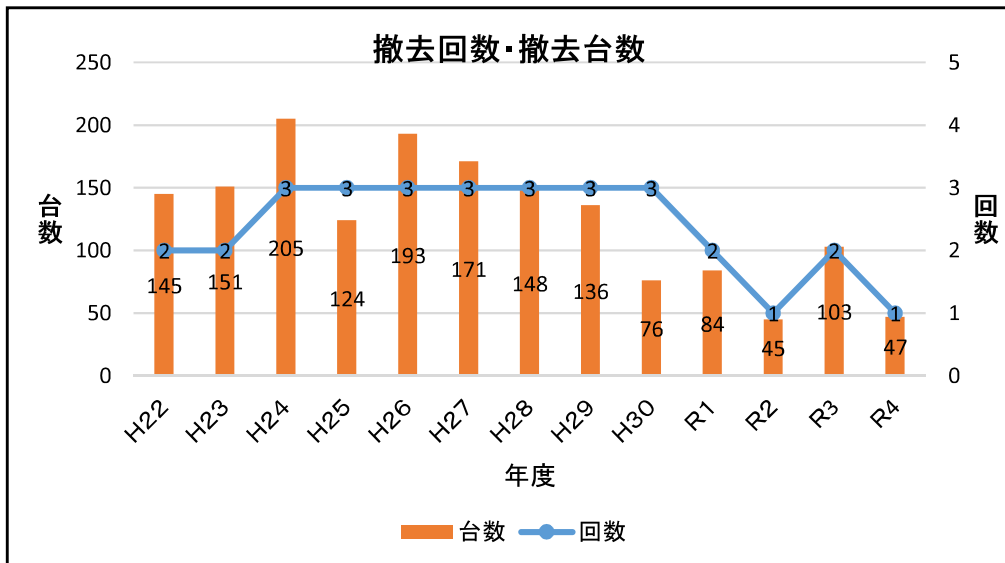
無料／収容：850台

7月、10月の年2回程度、警告・撤去作業を行っております。



# 【③北山形駅東口・西口駐輪場】 無料／収容：1,080台

5月、11月の年2回程度、警告・撤去作業を行っております。

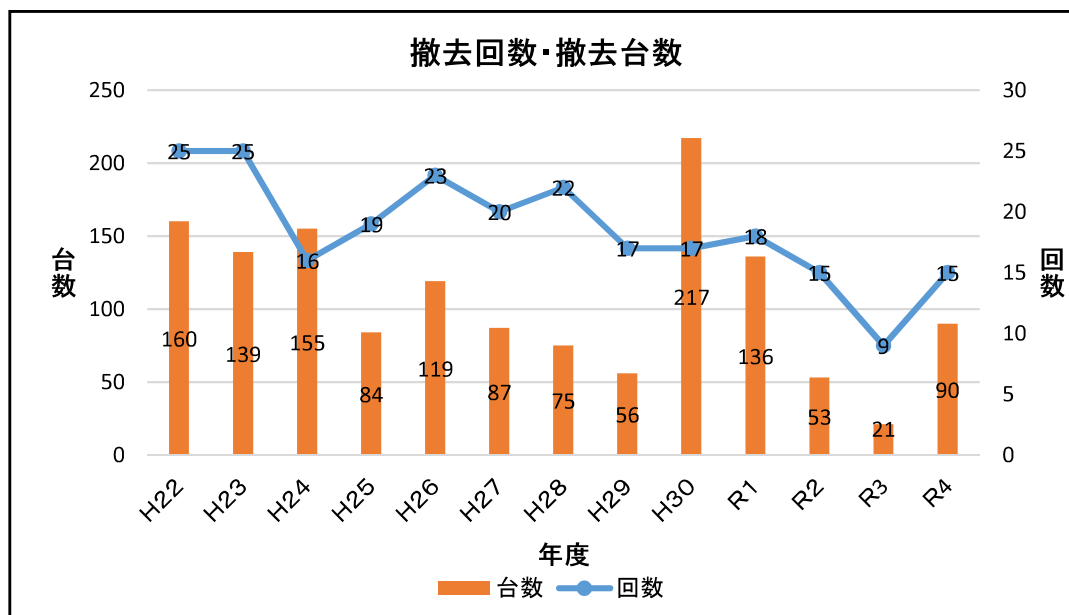


### 現況写真（東口、西口）



## 【④その他市内回収】

市内において、地域交番や市民からの撤去要請を受けて、駅駐輪場や道路上に乗り捨てられている放置自転車等を撤去しております。



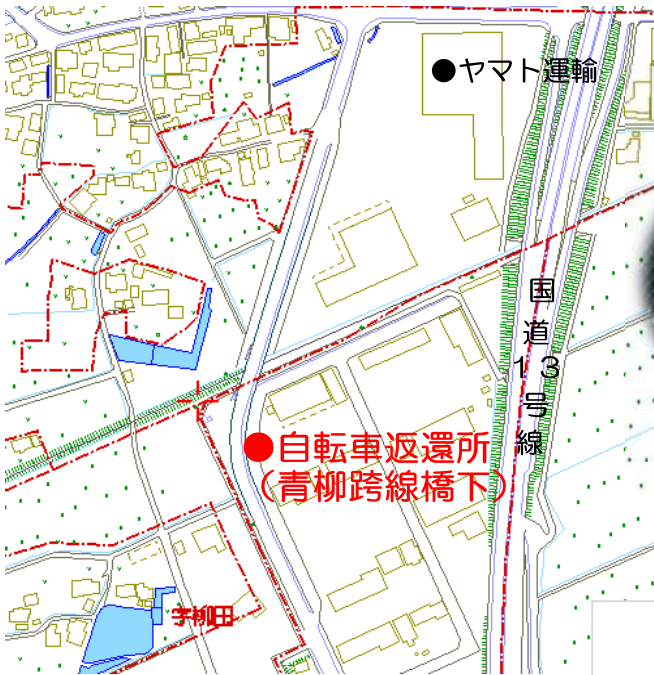
\*H30増の理由：蔵王駅67台、花笠祭り前35台、出羽・千歳駅43台が増えたため。

\*R4増の理由：蔵王駅63台、金井駅8台、羽前千歳駅10台が増えたため。



## 2 保管・返還業務

撤去した自転車は下記の場所にて保管しております。（山形市流通センター四丁目地内）

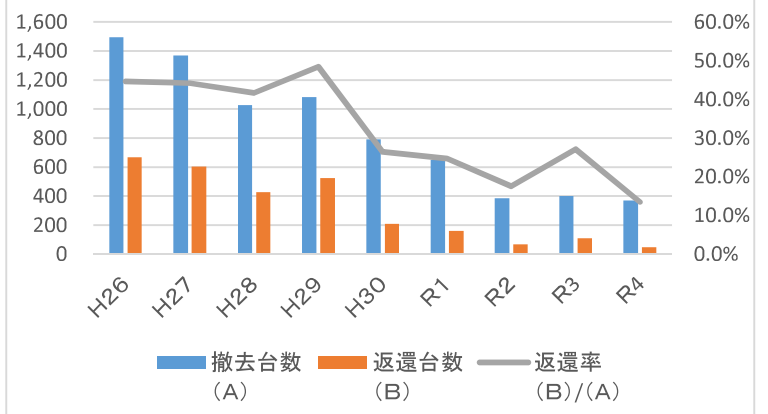


令和2年度にフェンスの改修工事を実施いたしました。



山形警察署に防犯登録番号を照会し、登録所有者に対しハガキにて返還通知を行っております。

撤去・返還台数及び返還率



保管番号 駅・他 -

### 自転車の返還について(通知)

あなたの所有と思われる自転車等を山形市自転車等放置防止条例の規定により撤去し、保管しておりますので、引き取りに来てください。

なお 令和 年 月 日 までに引き取りに来られないときは、本市で処分いたします。

**1 返還場所**  
流通センター四丁目6番地内[青柳跨線橋下、東北第一物流棟向]  
▲バス停(ビッグウイング)より徒歩約15分

**2 返還日時**  
毎週日曜日の午前9時から午後4時まで。  
年末年始を除く。

**3 持参するもの**  
このハガキ・印鑑・自転車等のカギ・引き取りに来られる方の住所氏名を明らかにするもの(免許証・保険証等)

※ なお、返還の際撤去保管に要した費用として、  
**自転車1,000円・原付2,000円を納付していただきます。**  
※ 引き取り済みの場合は、行き違いのためご容赦ください。

	撤去台数 (A)	返還台数 (B)	返還率 (B)/(A)
H26	1,495	667	44.6%
H27	1,368	604	44.2%
H28	1,027	428	41.7%
H29	1,082	524	48.4%
H30	791	209	26.4%
R1	651	161	24.7%
R2	387	68	17.6%
R3	402	109	27.1%
R4	370	50	13.5%

所有者が引き取りに来なかった自転車等は保管期限（60日間）を経過した後、市で処分します。

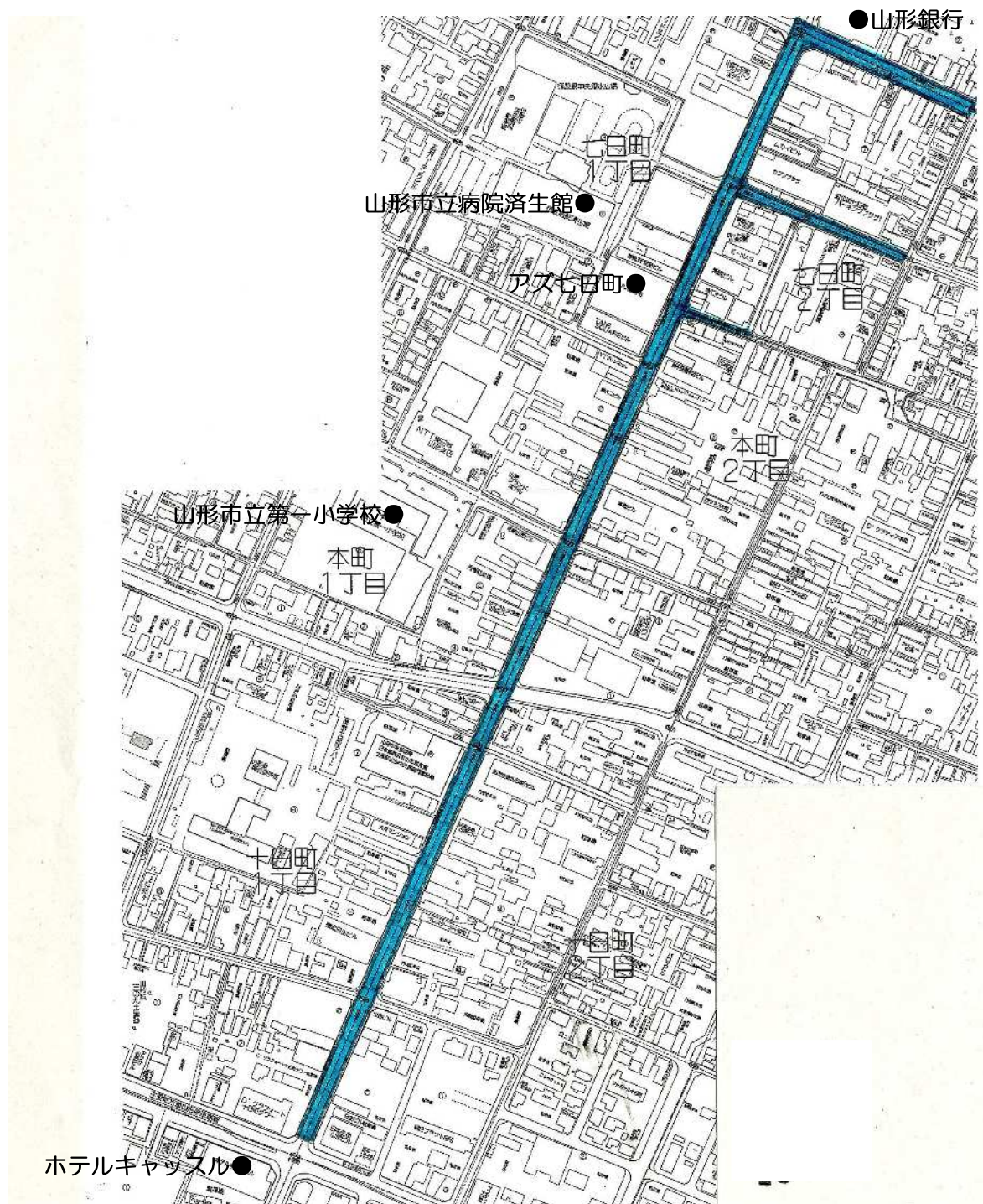
そのうち、状態の良いものは、公益社団法人山形市シルバー人材センターに無償で譲与し、修理整備の上、市民に廉価で譲渡されております。

### 3 整理業務

七日町周辺区域において、歩道等に駐輪されている自転車等の整理等を行い、歩行者が安全かつ快適に通行できるスペースを確保していくため、業務委託により事業を行っています。

(概要)

- ・委託先 公益社団法人山形市シルバー人材センター
- ・業務区域 下図のとおり
- ・時間帯等 午後1時～5時（10～2月は4時まで）、年360日、2人体制





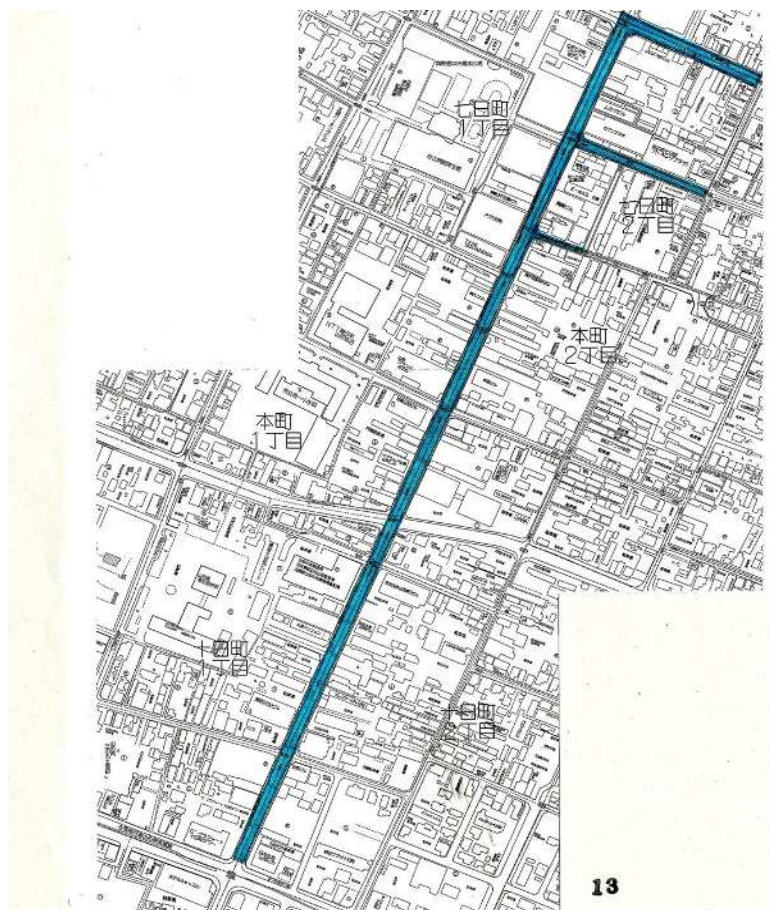
## 3-2 整理業務

七日町周辺の自転車整理業務の範囲を、山形駅前まで拡大することを検討して欲しいという意見を受け、令和3年度より実態調査及び整理・整頓業務を行っているところです。

(概要)

- ・委託先 公益社団法人山形市シルバー人材センター
- ・業務区域 下図のとおり
- ・実施日 毎週火・木の週2回

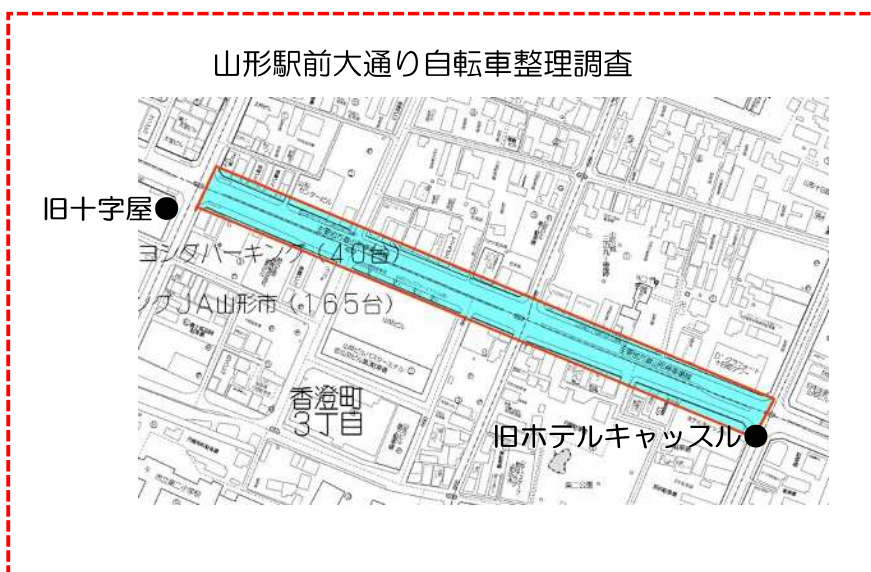
七日町周辺区域自転車整理



放置自転車禁止区域



山形駅前大通り自転車整理調査





# 4 啓発業務

山形市では、自転車利用者のマナー向上のため、広報やまがたへの掲載、放置禁止区域内への看板設置、市内各高校へのチラシ配布等による呼びかけを行っております。

## リーフレットの配布

表

\*今年度も高校生等を対象としたリーフレットの配布を行っていきます。

## 配布先・部数一覧

配布先	リーフレット
小学校	0
中学校	0
高校	4,390
大学	15
計	4,405

### 自転車も車と同じです 交通ルールを守りましょう

- 自転車は車の仲間。**
  - 車道の左側を、左側に沿って通行しなければなりません。
  - 交差点では信号機と一時停止標識をしっかりと守りましょう。
  - 車の乗降でヘルメットの着用と保険の加入が義務付けられています。
- 歩道を通行する場合次の点を守ってください。**
  - 歩道は歩行者優先で、車道を併走しなければなりません。
  - 歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。
- 安全ルールを守ってください。**
  - 安全ヘルメットを必ず着用してください。
  - 飲酒運転・二人乗り・並走は禁止です。
  - 夜間はライトを点けましょう。

裏

## 広報やまがた掲載

### 卒業・異動時期の自転車放置はやめましょう

毎年、卒業および異動の時期は、不要になった自転車を駐輪場に放置していくケースが見受けられます。これは駐輪スペースの不足の原因となり、新年度から新たに利用する方への迷惑につながります。乗らなくなった自転車は必ず自宅へ持ち帰りましょう。

### 盗難から自転車を守りましょう

自転車盗難を防止するためには、しっかりと鍵を掛け、駐輪場に置きましょう。また、必ず防犯登録を行い、譲り受けた自転車でも登録の変更を行いましょう。歩行者の妨げとなる路上駐輪は、自転車盗難の原因となりますのでやめましょう。  
※自転車盗難について、詳しくは山形警察署生活安全課(☎627-0110)へ

### 自転車を利用される皆様へ

—自転車はきちんと正しい場所へ!—

山形市では、迷惑駐輪をなくすために、山形駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。通学や買い物などで利用する自転車は、市営駐輪場(①-③)に置きましょう。また、禁止区域以外の場所でも、歩道などを狭くする迷惑駐輪はやめましょう。

放置禁止区域では、定期的に自転車を撤去しています。

啓発チラシ

## 区域内看板設置

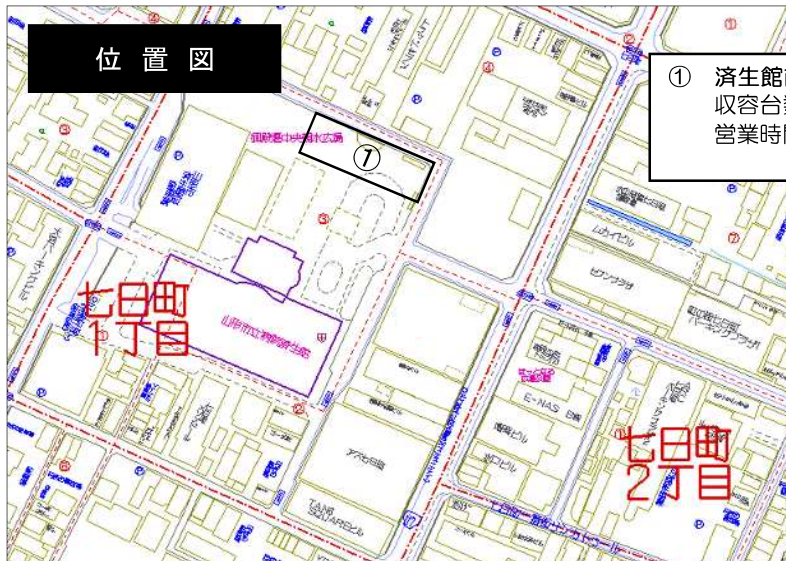


H30. 8. 14(山形花火大会時) 啓発活動の様子(霞城セントラル広場前)

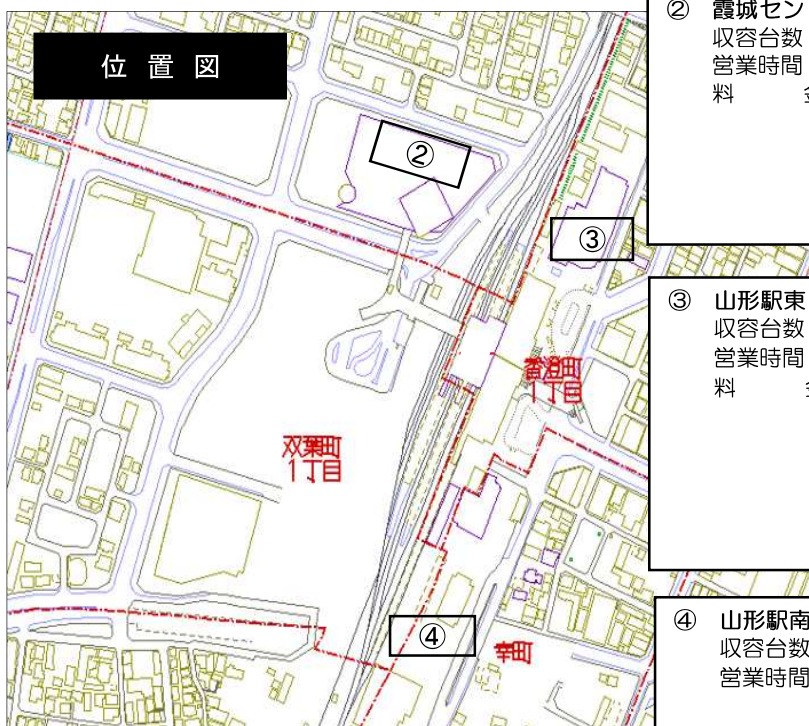
## 5 駐輪場管理

山形市営駐輪場の内、①～③は、指定管理者（一般財団法人山形市都市振興公社）による管理・運営を行っております。

- ① 済生館前地下駐輪場（無料）
- ② 霞城セントラル駐輪場（有料）
- ③ 山形駅東口交通センター駐輪場（有料）
- ④ 山形駅南駐輪場（無料）



- ① 済生館前地下駐輪場  
 収容台数：自転車338台 バイク72台  
 営業時間：午前7時30分～午後10時



- ② 霞城セントラル駐輪場  
 収容台数：自転車1,484台 バイク262台  
 営業時間：午前5時30分～午後12時  
 料 金：自転車 1回利用（1日につき）50円  
                     定期利用（1ヵ月につき）900円  
                     バイク 1回利用（1日につき）100円  
                     定期利用（1ヵ月につき）2,000円

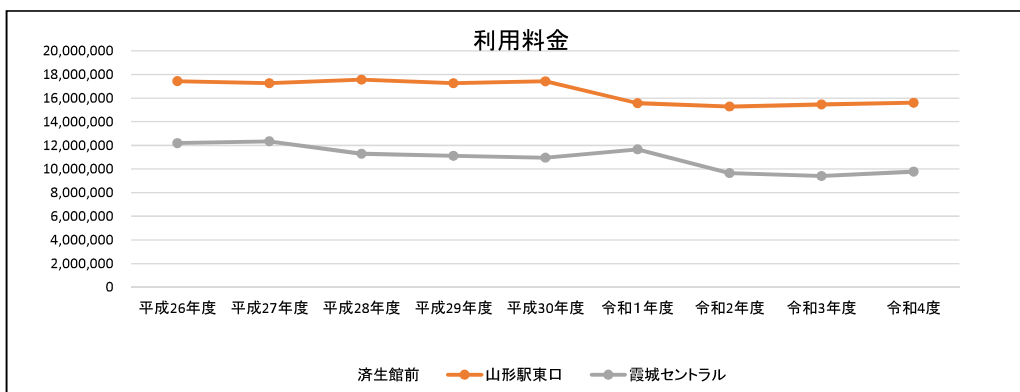
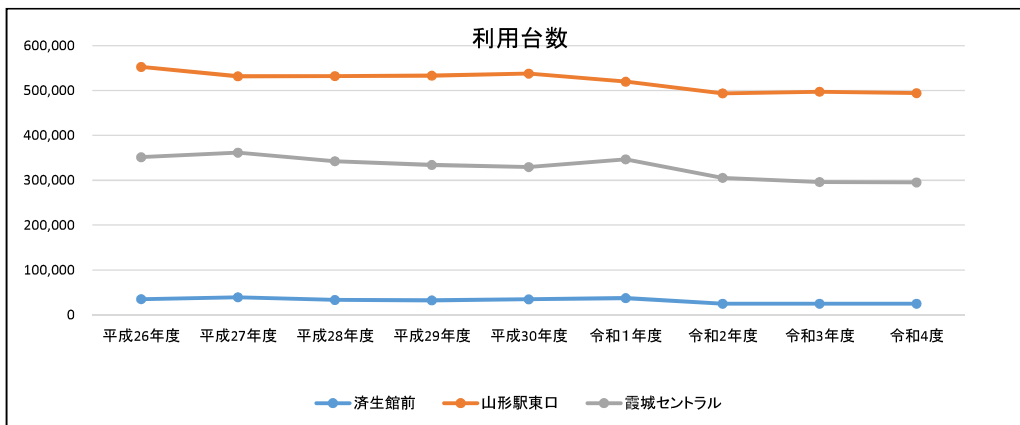
- ③ 山形駅東口交通センター駐輪場  
 収容台数：自転車1,305台 バイク70台  
 営業時間：午前5時30分～午後12時  
 料 金：自転車 1回利用（1日につき）50円  
                     定期利用（1ヵ月につき）900円  
                     バイク 1回利用（1日につき）100円  
                     定期利用（1ヵ月につき）2,000円

- ④ 山形駅南駐輪場  
 収容台数：850台  
 営業時間：24時間



○利用状況

市営駐輪場の利用は年によってばらつきがあるものの、おおむね横ばいで推移しております。



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<b>済生館前地下駐輪場</b>									
利用台数計 (台)	35,085	39,073	32,935	32,097	34,618	37,217	24,940	24,982	24,961
うち自転車	30,159	34,348	28,128	26,334	29,033	32,482	22,099	22,097	22,698
うちバイク	4,926	4,725	4,807	5,763	5,585	4,735	2,841	2,885	2,263
<b>山形駅東口交通センター駐輪場</b>									
利用台数計 (台)	552,477	531,689	531,973	532,874	537,763	519,492	493,421	497,312	494,213
うち自転車	538,260	519,706	517,743	518,326	523,761	505,562	481,765	487,176	484,301
うちバイク	14,217	11,983	14,230	14,548	14,002	13,930	11,656	10,136	9,912
料金収入 (円)	17,430,800	17,253,200	17,568,800	17,257,750	17,427,150	15,569,800	15,284,950	15,467,200	15,610,700
<b>霞城セントラル駐輪場</b>									
利用台数計 (台)	351,232	361,514	342,550	334,222	329,462	346,497	305,491	296,152	295,277
うち自転車	344,440	354,589	336,867	329,623	325,053	342,814	302,276	292,163	291,156
うちバイク	6,792	6,925	5,683	4,599	4,409	3,683	3,215	3,989	4,121
料金収入 (円)	12,185,750	12,345,200	11,286,600	11,111,700	10,949,650	11,664,500	9,662,100	9,403,950	9,779,000

(注) 済生館前地下駐輪場のみ、利用台数ではなく、定時の台数調査の数値となっています。

参考資料

## 山形市自転車等放置防止条例



# 山形市自転車等放置防止条例

(目的)

第1条 この条例は、この市の公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、良好な都市環境を維持し、もって安全で快適な市民生活の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 放置 公共の場所において、自転車等の利用者及び所有者（以下「利用者等」という。）が当該自転車等から離れて、これを直ちに移動させることができない状態にあることをいう。
- (3) 公共の場所 道路、駅前広場その他これらに類する場所をいう。
- (4) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、自転車等の放置の防止に関する必要な施策の実施に努めなければならない。

(自転車等の利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者等は、自転車等の安全利用及び放置の防止に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の所有者は、自転車の見やすい箇所に住所及び氏名を明記するとともに、当該自転車について防犯登録を受けるよう努めなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第5条 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「鉄道事業者等」という。）は、旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置するよう努めなければならない。

2 鉄道事業者等は、市長が自転車等駐車を設置するときは、その用地を提供するなど、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第6条 官公署、学校、図書館その他公益的施設を設置する者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場その他自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設を設置する者は、当該施設の利用者のために必要な自転車等駐車を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(自転車の小売業者の責務)

第7条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、自転車の所有者の住所及び氏名の明記並びに防犯登録の勧奨に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域等の指定等)

第8条 市長は、自転車等駐車が整備されている地域内で自転車等の放置により良好な都市環境が著しく阻害されると認められる公共の場所を、自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の放置禁止区域以外の場所において、自転車等の放置が増大し、良好な都市環境が阻害されると認められる公共の場所を、自転車等放置規制区域（以下「放置規制区域」という。）に指定することができる。

3 市長は、前2項の規定により放置禁止区域及び放置規制区域（以下「放置禁止区域等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ第14条に規定する附属機関の意見を聴かななければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により放置禁止区域等を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

5 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域等を変更し、又は廃止することができる。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の放置禁止区域等の変更又は廃止について準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第9条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域等内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域等内の放置自転車等の措置)

第10条 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所（以下「自転車等駐車場等」という。）に移動するよう命じ、又はこれを撤去し、保管することができる。

2 市長は、放置規制区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場等に移動するよう命ずることができる。

3 市長は、自転車等の利用者等が前項の命令に従わず、相当の時間自転車等を放置しているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

（放置禁止区域等以外の場所における放置自転車等の措置）

第11条 市長は、放置禁止区域等以外の公共の場所において、自転車等の放置により良好な都市環境が阻害されていると認めるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を放置しないよう指導することができる。

2 市長が、自転車等の利用者等が前項の指導を受けたにもかかわらず相当の期間自転車等を放置しているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

（保管した自転車等に係る措置）

第12条 市長は、第10条第1項、第3項及び前条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管した場合は、その旨を告示するとともに、当該自転車等の利用者等に当該自転車等を返還するための必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、同項の告示の日後相当の期間を経過してもなお利用者等が引き取らない自転車等があるときは、当該自転車等を売却し、又は廃棄等の処分をすることができる。

（費用の徴収）

第13条 市長は、第10条第1項、第3項及び第11条第2項の規定により撤去し、保管した自転車等を返還する場合は、これに要した費用として、自転車にあつては1台につき1,000円、原動機付自転車にあつては1台につき2,000円を当該自転車等の返還を受けようとする者から徴収する。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（自転車等駐車対策協議会の設置）

第14条 この市に山形市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第15条 協議会は、市長の諮問に応じ、自転車等の放置を防止するための総合的な対策並びに

自転車等放置禁止区域等の指定、変更及び廃止について協議する。

(組織)

第16条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 関係団体等の代表者

(3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第17条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第19条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

# 報告事項 ②

山形南高校前仮設駐輪場について



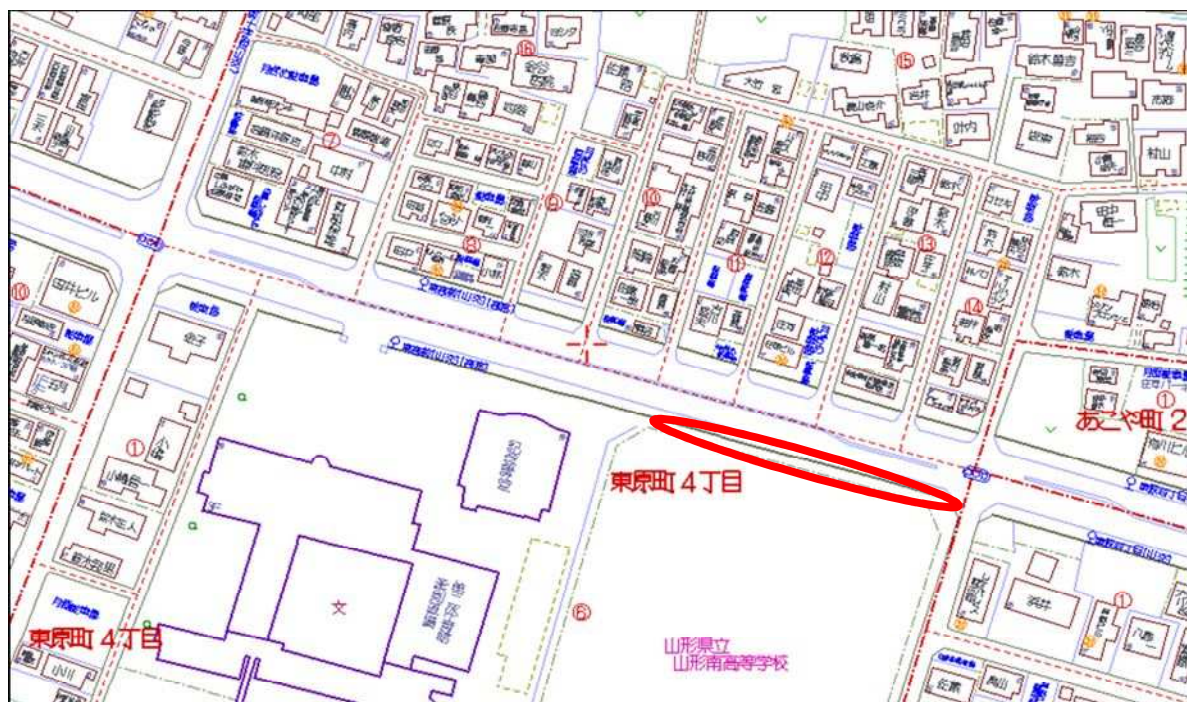
# 山形南高校前仮設駐輪場について

## <経緯>

山形南高校前にある仙台行きのバス停の近くに、山交バス(株)で土地を借りて駐輪場として利用者に提供してきたが、平成28年7月末をもって、駐輪場が無くなったことにより、歩道上に自転車が置かれるようになりました。

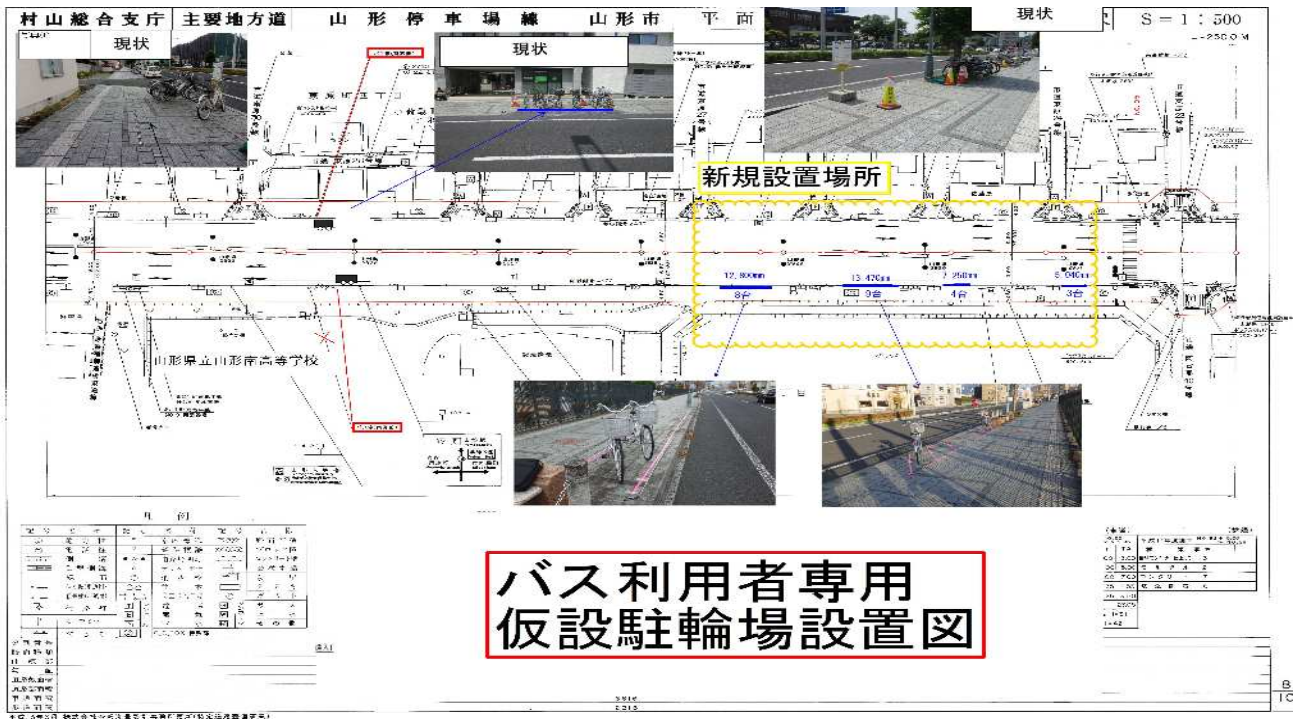
交通結節点という要所でもあることから、市で駐輪場を確保してもらえないかという要望を受け、ポケットパーク活用・山形南高校前に仮設駐輪場及び新たな駐輪場の確保など検討・交渉を行った結果、道路管理者である山形県と協議し、主要地方道山形停車場線歩道に暫定ではありますが、仮設駐輪場を設置いたしました。

位置図





山形南高校前仮設駐輪場配置図



仮設駐輪場設置前北側歩道状況

平成28年7月末をもって、山交バス(株)で土地を借りて提供してきた駐輪場が無くなった結果、歩道上に自転車が置かれるようになり、放置自転車が急増しました。

平成28年8月～



仮駐輪場設置後北側歩道状況

山形南高校前仮設駐輪場を設置したことにより北側歩道の放置台数は減少しています。

令和5年8月撮影





## 仮設駐輪場の利用状況



利用者に対して、利用の注意事項等を見やすく表示した、案内標識を設置しております。

令和4年12月 供用開始

駐輪可能台数 24台



### 維持管理について

山交バス株式会社で、清掃員を一人雇って毎日美化活動と、巡回を行っています。  
山交バス株式会社との契約で東原町4町内会にて、毎日・朝、晩、整理整頓清掃を行っています。  
山形市では、放置自転車対策として、月1回の放置自転車撤去を行っています。  
また、毎週水曜日・木曜日に自転車放置台数の調査を行っています。

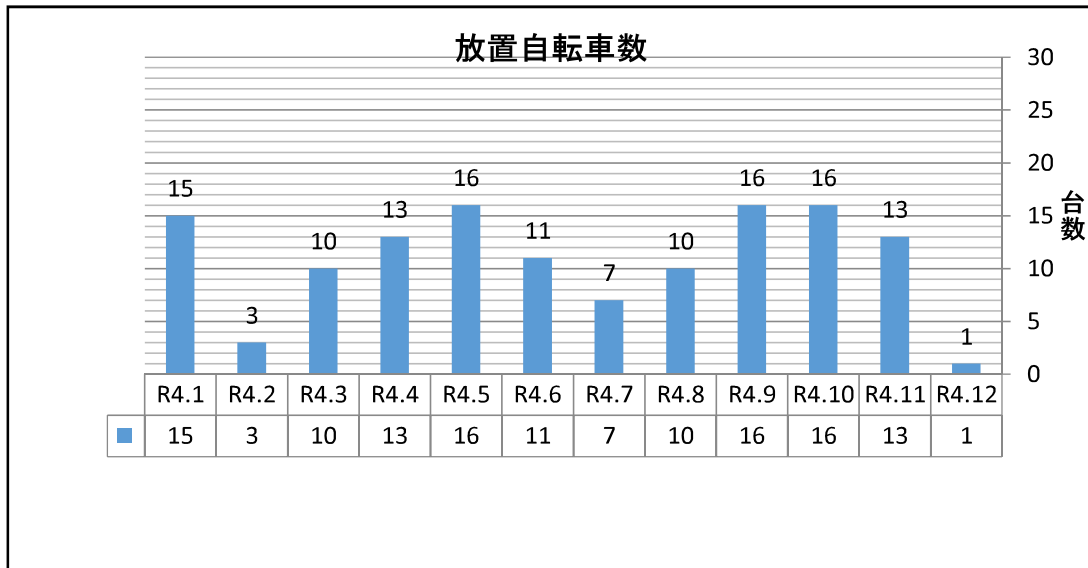
### 今後の課題

山形南高校前仮設駐輪場は、あくまで暫定での設置のため、新たな駐輪場の用地確保に向けて、地権者と交渉を行っておりますが、現時点で駐輪場用地の確保に目途は立っていない状況です。  
これからも、引き続き駐輪場用地の確保のため、近隣の地権者との交渉を継続的に進めていく必要があります。

## 【仮設駐輪場設置前・北側歩道への放置台数】

毎週水曜日・木曜日に自転車放置台数の調査を行っています。

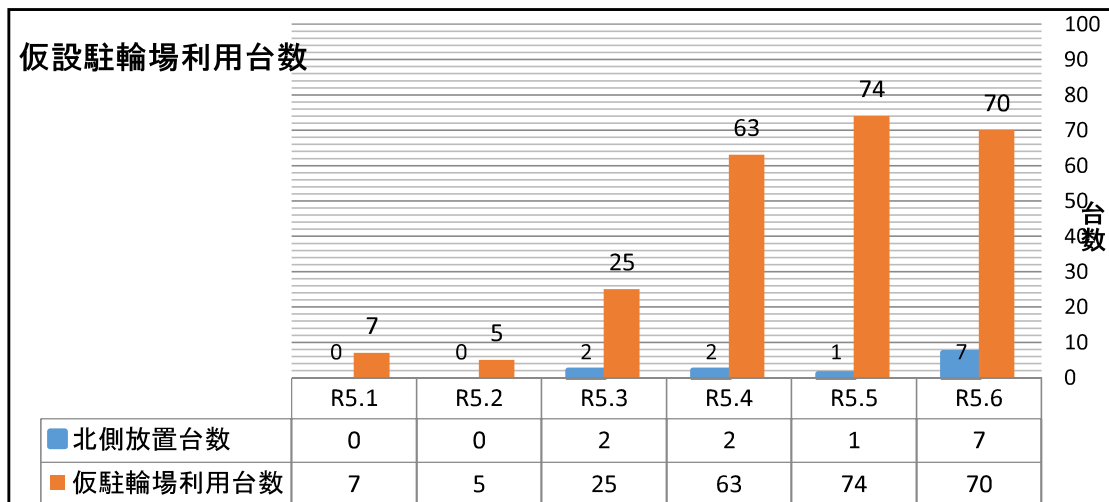
毎月1回の警告・撤去作業を行っております。



## 【仮設駐輪場利用台数】

毎週水曜日・木曜日に自転車放置台数の調査を行っています。

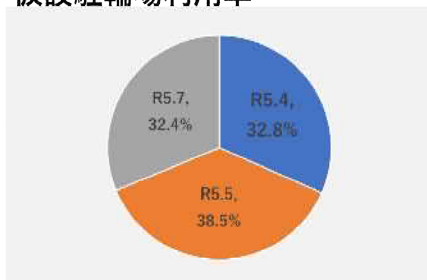
毎月1回の警告・撤去作業を行っております。



仮設駐輪場設置後、北側歩道の放置自転車台数は減少し、仮設駐輪場利用台数は増加しています。

また、放置自転車の撤去については、令和5年6月で1台のみです(R5.1～R5.6の期間中)

### 仮設駐輪場利用率



	R5.4	R5.5	R5.6
利用台数	63台	74台	70台
調査回数	8回	8回	9回
平均台数	7.88台	9.25台	7.78台
利用率	32.8%	38.5%	32.4%

駐輪可能台数 24台

調査1回あたりの利用台数は4台～14台で利用率15%～60%となっています。

また、仮駐輪場の平均利用率は、34.6%となっています。

北側の放置自転車台数について、調査1回あたり1台～7台となっています。

# 報告事項 ③

山形市コミュニティサイクルについて



# 山形市コミュニティサイクルについて

令和4年10月3日  
サービス開始

市内各所に設置されたサイクルポート間で、電動アシスト自転車を自由に利用できるシェアサービスです。

中心市街地の回遊時や、山寺や黒沢温泉などの観光拠点にてお使いいただけます。

■ **利用時間** 24時間（年中無休）

## ■ **主なサイクルポート**

山形駅周辺、北山形駅、羽前千歳駅、楯山駅、蔵王駅、市役所、Q1、紅の蔵文翔館、遊学館、霞城公園（美術館前）、もみじ公園、公民館、市立図書館スポーツセンター、ビッグウイング、イオン北・南、ヨークベニマル落合店黒沢温泉、ぐっと山形 など、41箇所（令和5年7月12日現在）

■ **車両数** 180台（令和5年7月12日現在）

■ **利用料金** 【従量料金】50円/15分毎（24時間上限1,600円） 【定額料金】1,000円/1日

## ■ **利用方法**



詳細はこちら  
▼

**1 会員登録する**

① QRコードを読み取って専用アプリをインストールします。  
② 専用アプリのガイドラインに従って、会員登録をします。



**2 借りる**

① 専用アプリを起動、「借りる」ボタンをタッチします。  
② 自転車に付いている「QRコード」を読み込みます。  
③ 利用開始（自動ロック解除）です。



**3 返す**

① サイクルポートに駐輪し、自転車をロック（レバーを降ろ）します。  
② 専用アプリの「返す」ボタンをタッチ。  
③ 利用終了です。



やまぎん県民ホール



# 山形市コミュニティサイクルについて

## ■利用実績

・登録者数：**4,274名**（7月7日現在） ・利用回数：**11,518回**（令和4年10月3日～令和5年6月30日）

## ■貸出・返却ポート別利用回数 TOP 6（令和5年3月1日～令和5年6月30日）

【貸出】	1位：東口交通センター 1,063回	2位：山形市役所 815回	3位：三の丸土塁跡前 637回
	4位：やまぎん県民ホール 548回	5位：ほっとなる広場公園 440回	6位：かすみ公園 431回
【返却】	1位：東口交通センター 1,146回	2位：山形市役所 734回	3位：三の丸土塁跡前 637回
	4位：やまぎん県民ホール 443回	5位：かすみ公園 512回	6位：ほっとなる広場公園 443回

## ■移動パターン別利用回数 TOP 10（令和5年3月1日～令和5年6月30日）

順位	貸出ポート	返却ポート	回数	順位	貸出ポート	返却ポート	回数
1	東口交通センター前	東口交通センター前	338	6	三の丸土塁跡前	三の丸土塁跡前	108
2	やまぎん県民ホール	やまぎん県民ホール	171	7	東北芸術工科大学	東口交通センター前	91
3	かすみ公園	かすみ公園	156	8	三の丸土塁跡	山形市役所	88
4	山形市役所	東口交通センター前	133	9	山形市役所	三の丸土塁跡	88
5	山形市役所	山形市役所	115	10	東口交通センター前	山形市役所	75

## ■今後の展開 令和5年10月事業拡大予定！

・ポート：41箇所 ⇒ 80箇所 39箇所増 ・自転車：180台 ⇒ 280台 100台増

# 山形市 コミュニティ サイクル

お客様サポート窓口

☎ 0120-225-313  
(7:00~21:00 受付)

受付時間外は、アプリの通知機能からご連絡をお願いします。

実施主体 山形市  
運営主体 ecobike株式会社



## 利用方法

### 1 初めてご利用の方

専用アプリ「ecobike」をインストールし会員登録を行ってください。

### 2 借りる

サイクルポートで、【借りる】をタップしてカメラを立ち上げ、自転車の鍵についている QR コードを読み取ると、鍵が自動で解錠します。

※アプリ利用時は、Bluetooth® と位置情報を ON にしてください。

※「1日定額プラン」を選択する場合は、事前にアプリからプランへ加入してください。

※スマートフォン1台につき、乗車できる自転車は1台です。

### 3 返却する

サイクルポートに駐輪し、自転車のカギを閉めてください。その後、アプリで【返す】をタップし、【返却に成功しました】と表示されれば返却完了です。

❗ アプリで「返す」ボタンをタッチして返却を完了しないと一時駐輪扱いとなり、利用時間は継続されます。

※自転車は裏面マップのどのサイクルポートでも返却が可能です。

※各サイクルポートごとに返却できる自転車数に限りがあるので、事前にアプリの「ポート詳細」から駐輪状況を確認してください。



## 料金表

会員登録時に設定する支払い方法によって異なります。

■ クレジットカード・キャリア決済 ※auは今後導入予定



従量料金		定額料金
15分毎	24時間上限	1日
50円	1,600円	1,000円

クレジットカード・キャリア決済選択時の利用料金は、後日自動引き落としされます。利用後のお支払い手続きは不要です。

### 1日定額プラン利用方法

- 1 アプリメニュー「プラン・決済情報」をタップ
- 2 「プランへの加入・解約」をタップ
- 3 「1日定額プラン」を選択
- 4 注意事項を確認して、「加入する」をタップ

### ■ 現金・交通系ICカード決済

manaca / TOICA / Kitaca / PASMO / Suica / ICOCA / はやかけん / nimoca / SUGOCA / cherica

利用券	料金
1時間	200円 ※1回券分の料金
2時間	400円 ※1回券分の料金
1日券	1,000円

現金・交通系ICカード決済を選択する場合は、乗車前に現金精算機でのお手続き及びお支払いが必要です。

現金精算機は「山形駅東口交通センター前」サイクルポート周辺にあります。

現金・交通系ICカード決済ご利用時の不足料金は、自転車返却後に現金精算機でお支払いください。

## 一時駐輪



自転車を一時駐輪する際は、鍵を開けてください。



利用を再開する際は、【解錠】をタップすると鍵が解錠します。

1



2



3





# 山形市 コミュニティ サイクル



## サイクルポート MAP

※2023年5月時点の情報となります。

